

## 平成21年度第2回札幌市次世代育成支援対策推進協議会 概要(計画案修正結果を含む)

## ～ 議題 さっぽろ子ども未来プラン後期行動計画 第3章の確認～

**1 前回協議会の協議内容と今回の協議事項**

第1回協議会以降、札幌市では、協議会での意見を反映させながら個別の計画事業を検討し、個別事業を掲載した部分の計画書案(第3章)を作成した。第2回協議会では基本目標1～3、第3回協議会では、基本目標4～7について協議していただく。

なお、厳しい財政状況をふまえると、提案された施策すべてに多額の予算を配分することが難しい実情があることを念頭において議論を進めていただきたい。

**2 後期計画の構成案**

## 第1章 計画の策定にあたって

計画の目的として、子どもを生き育てやすいまちを実現することで少子化の改善を図ることを明記。すべての市民が参画する計画であることを明記することで社会全体で支援するという方向性を明確化。

## 第2章 後期計画の考え方

札幌市の現状について、子育て世代である20代30代が抱えている不安感・負担感、望んでいる施策を特に意識して記載。

## 第3章 具体的な施策の展開

個別の事業を掲載する部分(第2回・第3回協議会で協議する部分)

## 第4章 計画の推進と評価

計画を実効性あるものにするための推進体制と、利用者の視点を反映させた評価方法について記載。

**3 後期計画の掲載事業について**

計画全体の方向性を明確にするため、基本目標の趣旨をより反映した事業を重点項目とした。

基本目標ごとに課題と方針を記載したうえで各目標の重点項目を説明し、その後で基本施策と個別の計画事業を掲載する形となっている。

**基本目標1「子どもの権利を尊重する社会づくり」****【「子どもの権利」の取り扱い】**

(秦委員)

「子どもの権利保障」について、札幌市がどう取り組んでいくのか、積極的に方向性を示す文言が必要。

(母坪委員)

子どもにはどういう権利があるかということを前提としてプランをつくっていくということが重要。

**計画案修正結果**

第3章 - 目標1の「課題と方針」において権利保障に向けた方向性を具体的に記載した。(40p)

目標1の権利保障に関する重点項目を追加し、権利保障に向けた取り組みを具体化した。(41p)

第2章に子どもの権利条例に関する説明を加えた。(34p)

目標1を「子どもの最善の利益を実現する社会づくり」に変更(37p、40p)

目標1 - 施策1を「子どもの健やかな育ちを支援する環境の充実」に変更(37p、42p)

**【要保護児童対策地域協議会】**

(秦委員)

虐待の早期発見・早期対応だけが目的ではなく、社会的養護を必要とする子ども(=要保護児童)を救済するセーフティネットである。ここが虐待の入口になっている。

**計画案修正結果**

重点項目6「要保護児童対策地域協議会」について、協議の対象に、要保護児童だけでなく、「要支援児童」（保護者への養育支援が必要な児童）特定妊婦（養育支援が必要な妊婦）を含む（42p）

**基本目標2「健やかに子どもを生ま育てる環境づくり」****【未受診妊婦対策（若い世代への啓発）に関する意見】**

（丸山委員）

未受診妊婦をなくすための普及事業としては、思春期あるいは未婚女性などの文言を加えた方がよい。

（津元委員）

中学校・高校の時期から、性教育や産むことに関しての教育を進めていってもらいたい。

**計画案修正結果**

第3章 - 目標2「課題と方針」で、若い世代への普及啓発を進めることを記載。（46p）  
 「今後、妊婦の健康診査未受診を防止するために若い世代への普及啓発等妊婦以外にも対象を広げた社会的な取組を推進していきます」

**【第2子第3子の出産に関する意見】**

（小川委員）

第2章の課題と方針が「第1子の出産（への支援）」という観点で書かれているが、2人3人と生ま育てていくことに触れた文言があった方がよい。

**計画案修正結果**

第2章の「課題と方針」で、第1子出産に限定していた表現「初めての」（出産）を変更（46p）

**【子育て不安と経済環境の悪化】**

（高荷委員）

知識の不足だけでなく、経済的な背景が不安や悩みを増幅しており、そういった点も課題と方針の中でとりあげるべきではないか。

（堂前部長）経済的な観点については、基本目標4で整理させていただいている。

**【乳幼児健康診査】**

（伊藤委員）

5歳児の就学前の健診について、引き続き検討していってもらいたい。

**基本目標3「働きながら子育てできる環境づくり」****【保育の質の問題】**

（坪谷委員）

保育の質は、「1 制度とシステム（最低基準・面積など）」、「2 環境とカリキュラム」、「3 保育者の資質」を合わせたもの。特に1点目が重要だが、このプランには3点目しか触れられていない。1点目2点目についても触れてほしい。

**計画案修正結果**

第3章 - 目標3「課題と方針」で、保育の質に関する表現を変更（52p）  
 「保育士などの専門性の向上をはじめとした保育所職員の資質のより一層の向上に、計画的に取り組んでいくとともに、保育を支える基盤の強化に向け、国に対し要望を行っていく必要があります」  
 第3章 - 目標3 個別事業3-3-1「保育の質の向上」の記載を変更。（54p）  
 「研修の実施など必要な支援を行うとともに、保育を支える基盤の強化に関し、国に対して要望を行う」

**【「一時預かり」の表現】**

（坪谷委員）

これまで「一時保育」と言っていたものが「預かり事業」という言葉に変わっている。預かるというのは、荷物を預かるなどのときに使う言葉であって、乳幼児をお預かりするのは「保育」という言葉が大事だと思っているので、言葉遣いを検討してほしい。

（堂前部長）国においては、「保育は特定の子どもを継続的に保護・養育するもの」であり、不特定の

子どもを一時的に預かる事業を保育と区別して「一時預かり」という名称を使っている。後期計画案では、このような国の考えと、保育所以外でもこの事業を展開していくことを想定して、国に合わせた名称を使っている。本事業が具体的に事業化する段階でご意見を参考にさせていただく。

### 【病児病後児保育とワーク・ライフ・バランス】

(小川委員)

働く母親としては、子どもの病気に対応してくれるサポートシステムが重要。現在、厚労省からの委託を受けている緊急サポート事業が計画に盛り込まれていないのは何故か。重点項目ではないだろうかというのが率直な感想である。

(堂前部長)

病後児デイサービスは、全市的な配置をみて増やす方向で、財政当局と協議をしていくことになる。緊急サポートの関係は、基本目標4で位置づけている「さっぽろ子育てサポートセンター事業」に取り込んでやっていきたいと考えている。

(品川委員)

子どもの権利の観点で考えると、病気のときは親にみていてほしいのでは。企業の方に、子どもが病気のときに親に休みを与えるということを主張していく方が社会は前進していくと思う。

(高荷委員)

課題と方針のところ、ワーク・ライフ・バランスについて「企業にとってもメリットのあることを云々・・・」と書かれているが、今の経済界の状況からみて、表現が妥当なのかどうか、再検討していただく必要がある。

親も子どもも企業も我慢している中で、行政がどのような手を打てるのか検討してもらいたい。

(芝木委員)

ここで理想的なことを言っていかなければ、絶対にそうならない。親が子どもを最低限のところで見るという保障をしていく必要がある。

(秦委員)

ワーク・ライフ・バランスについて、長期的な大きな目標は必要なので、掲げるべきだと思うが、日本の経済が大変な状況の中ですぐには達成できず、目先にあるニーズには応えなければならない。病児に対する支援は本当に必要で、もう少しクローズアップしてもいいという気がしている。

(母坪委員)

子どもはいつでも熱を出すし、保育所で感染症をもらうことなどから、働いている親は、病児を抱えるリスクが高い。これは本当に現実的な問題なので、何らかの支援体制が早急に必要と考える。

#### 計画案修正結果

第2章 - 3「後期計画の課題」で、ワーク・ライフ・バランスと保育サービス整備の両方が求められていることを記載。(32p ~ 33p)

「長期的な視野に立ってワーク・ライフ・バランスに配慮した社会づくりを進めていくことはもちろんですが、短期間に解決する問題ではありません。したがって、一方で、必要な場合に必要な保育サービスを利用できる体制を充実させることが、現在の札幌市に求められていると考えられます」

第3章目標3「課題と方針」の次の文章を削除。(52p)

「ワーク・ライフ・バランスへの取り組みを積極的に実施することが、従業員のみならず企業にとってもメリットのあることを積極的にPRしていく必要があります」

病児病後児保育については、後述。

### 計画全体の構成についての意見

(品川委員)

基本目標6の「子どもが豊かに育つ環境づくり」も子どもの権利であり、もう少し枠組みを整理した方が理解しやすくなる。

(金子座長)

基本目標1は総論的なもの。基本目標1(権利保障)は別枠で、「計画全体にかかってくる」ということをはっきり表した方がよい。

次回協議会までの宿題

(秦委員)

7つの基本目標とその中の基本施策については特に変更する必要はないと思うが、基本目標2「健やかに生み育てる環境づくり」などは、趣旨がぼやけているのでネーミングについて検討する必要がある。

次回協議会までの宿題

#### 計画案修正結果

第3回議事録概要に記載。

平成21年度第3回札幌市次世代育成支援対策推進協議会 概要(計画案修正結果を含む)

～ 議題 さっぽろ子ども未来プラン後期行動計画 第3章の確認～

### 1 前回協議会の協議内容と今回の協議事項

宿題1 「子どもの権利保障」の取り扱い

基本理念の変更「子どもの権利を尊重し、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」

第2章で基本理念の趣旨を説明。また、権利条例について説明を加える。

基本目標・基本施策の体系は変更しないが、目標1において、札幌市がどの「権利条例を具体化」していくのか、原案よりも具体的に記述する。

変更案のとおり承認された。

宿題2 基本目標の表現の変更

目標2 健やかに子どもを生み育てる環境づくり

妊娠・出産・子育てを支援する保健医療のしくみづくり

目標7 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

目標7は、変更案のとおり承認された。目標2については次回協議会までに検討。

(森本委員)

妊娠、出産・・・とすると、女性に限定することになるので、全体的に誰でも関われる表現が望ましい。

(津元委員)

施策4に思春期の部分があるので、妊娠・出産・・・とすると、結びつきが難しい。

(丸山委員)

「安全と安心の母子保健医療体制づくりのしくみ」とするとバランスがよいのでは。

意見を参考にして事務局で検討する。

#### 計画案修正結果

基本理念「子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち」に変更。(37p)

(協議会での意見をふまえて、より適切な表現に変更)

目標2「安心・安全な母子保健医療のしくみづくり」に変更。(37p)

目標7「子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり」に変更。(37p)

### 2 後期計画の掲載事業について

#### 基本目標4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり

【子育てサロン】

(高荷委員)

サロンによって開催回数にばらつきがある。回数を目標値として掲げてはどうか。

(堂前部長)

一定の回数以上の開催で運営費を補助するという形で回数が確保されるよう誘導できればと考えている。

## 【企業・団体との連携】

(小川委員)

企業・団体とは具体的にどのように連携するのか。

(堂前部長)

企業の空きスペースを活用したサロン実施、寄付による絵本の拡充。団体とは子育てネットワーク会議等を活用して連携を図っている。

## 【ブックスタート】

(伊藤委員)

乳幼児健診のときに本を配布する「ブックスタート」を将来にわたって検討してもらいたい。

(堂前部長)

今年10月から10ヶ月健診の際に絵本を配布するとともに読み聞かせを行うブックスタートを開始。

## 計画案修正結果

目標4 - 施策1に「さっぽろ親子絵本ふれあい事業」を追加。(58p)

## 【病後児デイサービスの取り扱い】

(小川委員)

病児病後児の預かりサービス(4-1-3「さっぽろ子育てサポートセンター事業」に記載)について、働く母親にとって重要なものであり、基本目標3にも入るのではないか。建物の増設だけでなく、併設施設にいけない場合に、緊急な病児を預かるシステムについて拡充を検討してほしい。

(丸山委員)

働く女性が一番困るのが、子どもが病気になったときのこと。重要なサポートとしてとりあげてもよい。

(秦委員)

「検討する」段階であれば重点項目にするのは難しい。しかし、本来であれば、重点項目の中に併記してあった方がよい。

## 計画案修正結果

目標4に位置づけている「さっぽろ子育てサポートセンター事業」を、働く親を支えるという意味合いから、目標3にも再掲する。また、病児・病後児預かりサービスを行うことを明記する(55p・58p)

## 基本目標5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり

## 【ひとり親施策】

(丸山委員)

母子家庭に偏った施策となっている。父子家庭についての文言をどこかに入れて、今後の課題であるということを表した方がよい。

(堂前部長) 一部の事業については、国のメニュー自体が、母子家庭のみを対象にしている。

(金子座長)

将来的には、父子家庭も含めるということを国に求めるという文言をどこかに入れた方がよい。

## 計画案修正結果

目標5「課題と方針」のひとり親施策に関する表現を変更。(61p)

「札幌市では、平成20年に「札幌市母子家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長を目的とした取り組みを進めてきましたが、今後も同様の取り組みを進めていき、父子家庭を含むひとり親家庭の自立を援助するとともに、その施策の充実が図られるよう、今後も引き続き国に対し要望してまいります」

## 【社会的養護～家庭的養育環境整備～】

(秦委員)

課題と方針をみると、札幌市では社会的養護の体系を「すべて小規模化する」方向であると解釈される。そうでないのであれば、文言の整理が必要。

## 計画案修正結果

目標5「課題と方針」で、家庭的養育環境整備の理由を、「個別的ケアを必要とする子どもたちには適切な環境を提供する」という意味合いに変更。(61p)

「個別的なケアを必要とする子どもたちに適切な環境を提供できるよう、里親や既存施設におけるケア単位の小規模化の推進など、家庭的な養育体制の整備を進めていく必要があります」

目標5 - 重点項目23についても同様の趣旨で表現を変更。(62p)

「既存施設においても、家庭的な養育が必要な子どもに適切な環境を提供できるよう、ケア単位の小規模化を推進します。」

## 【幼稚園・保育園と学校との連携】

(伊藤委員・大島委員(欠席のため書面による意見))

幼稚園に通っていない子どもについても、特別な支援は必要である。保育園という文言を入れてほしい。また、担当部署についても、保育所を管轄する部署を入れてほしい。

(風無部長)区ごとに幼稚園と保育園が一緒になって小学校と情報交換する場を設ける方向。事業名から「幼稚園における」を削除する。

## 計画案修正結果

目標5 - 重点項目24で、「幼稚園における」を削除し、小学校との連携を強調。(62p)

事業名「特別な支援を必要とする幼児の支援体制の構築と小学校との連携」に変更。

事業内容「障がいのある子どもや発達の遅れのある子どもなどに対する、幼稚園・保育所等での支援体制を構築していきます。また、小学校入学後にも引き続き適切な支援を受けられるよう、連絡会議の開催などにより、幼稚園・保育所等と小学校との連携体制を強化していきます」

目標5 - 重点項目24の担当部に、保育所を所管する「子育て支援部」を追加。(62p)

## 基本目標6 子どもが豊かに育つ環境づくり

## 【子どもの権利について】

(秦委員)

権利条例を实践、浸透させていく点で、学校教育の中に権利教育を十分に落とし込む必要があり、この目標に権利について触れるべきだと思う。

(大古部長)

基本目標1を、学校教育の部分も包含した形で組みなおしていく。

## 計画案修正結果

目標1 - 重点項目2「子ども参加の促進」・重点項目3「子どもの自発的活動および体験活動の支援の充実」を、子ども未来局と教育委員会がともに取り組む事業とし、学校での取り組みも視野に入れた表現とする。(41p)

## 【いじめ・不登校対策に関連した意見】

(高荷委員)

非行・犯罪の低年齢化という現実からみて、取り上げ方が軽すぎるのではないかと。基本目標7で少し触れているが、基本目標6にも必要では。

(西村部長)

重点項目24「いじめ・不登校」は、心の問題・非行といった生徒指導体制全般について含んでいる。表現については検討したい。

(秦委員)

いじめ・不登校対策については、ネットパトロールとスクールカウンセラーに特化する表現になっているが、もう少し広い意味で記載した方がよい。

(金子座長)

目標1の虐待防止のところでは、就学前の子どもに重点が置かれているが、小学校以上でも虐待があり、その場合、最初の指標は不登校である。いじめ・不登校の背景に虐待の可能性があると認識が必要であり、そういう表現があった方がよい。児童相談所も含めて総合的に子どもを守るということ強く押し出してほしい。児童福祉専門分科会の検証報告を参考にしてほしい。

#### 計画案修正結果

目標6 - 重点項目27を「いじめ、不登校、虐待等関連事業」とし、不登校の背景に虐待が隠れている場合があることを踏まえた対策とする。(68p)

目標6 - 重点項目27で、いじめ及び不登校にかかる部分を、ネットパトロール及びスクールカウンセラー配置に限定せず、幅広い事業とする表現に変更。(68p)

児童福祉専門分科会の検証報告をふまえ、目標1 - 重点項目5を「児童相談所の体制強化」から「児童福祉相談体制の強化」へ変更し、区との連携も含めた札幌市全体の体制を強化する表現とした。(42p)

#### 【有害環境対策】

(津元委員)

有害環境対策は、重点項目として取り上げないのか。

(西村部長)

重点項目24「いじめ・不登校」の中で、有害環境対策の観点を含んでいる。

#### 計画案修正結果

目標6 - 重点項目27で、情報モラル教育の推進、家庭への啓発活動等について記載(68p)  
「ネットトラブルから子どもを守るために、専門業者によるインターネット巡視を実施するとともに、保護者、専門家、教職員などによる『札幌市「ケータイ・ネット」セーフティ推進協議会』を設置し、情報モラル教育の推進や家庭への啓発活動等について取り組んでいきます」

#### 【体験機会】

(津元委員)

札幌市として、キャリア教育の観点での事業を検討してほしい。体験機会の施策は小学生を対象としたものが多く、中学生の体験機会は少ないのではないのか。

#### 計画案修正結果

目標1 - 重点項目3「子どもの自発的活動および体験活動の支援の充実」で、職業体験について記載。(41p)

「成長発達の段階に応じて、子どもが、働くことの意義や社会における役割などについて理解し、認識を深めることができるよう、職業体験の機会の充実に努めます」

目標6 - 施策3に事業を追加(「6-3-1 職場体験の推進」72p)

#### 基本目標7 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

##### 【外出しやすい環境】

(小川委員)

子どもと一緒に外出するときに困るのが、外出先の食事の問題。児童会館での子育てサロンに通ったり、児童会館のそばで遊ぶ親子が多いが、児童会館には、食事をとってもよいところとそうではないところがある。そういった情報を知らせてほしい。また、そういった面が緩和されると母親たちが楽になると思う。

(森本委員)

妊婦に対するまちの方々の支援が得られるような、そういう環境整備を手厚くするとよい。

##### 計画全体についての意見

(高荷委員)

重点項目27項目のうち、「検討する」という表現になっているものが9項目ある。予算を確保する意味合いにおいても、ここで提示している項目は非常に重要なことであり、11月までには、「検討する」という言葉がゼロになるようにしてほしい。

**計画案修正結果**

庁内での調整を図り、次のとおり変更した。

重点項目5「児童福祉相談体制の強化」(42p)

「強化について検討を進めていきます」「強化していきます」

重点項目11「認可保育所整備事業」(家庭的保育に関する記載)(53p)

「実施を検討していきます」「試行的に実施し、今後の事業展開について検討を行っていきます」

重点項目12「就労形態に応じた多様な保育サービス-休日保育事業」(53p)

「日曜・休日の保育の実施を検討します」「日曜・休日の保育を拡充します」

重点項目13「医療機関併設施設で行う病後児デイサービス事業」(53p)

「全市的に利便性の向上を図られるよう、検討を進めていきます」

「実施施設を増やし、全市的に利便性の向上を図ります」

関連する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」についても、修正済。

「今後は、病児・病後児預かりサービスについて拡充を検討する」

「今後は、病児・病後児預かりサービスについても実施する」(55p・58p)

重点項目16「一時預かり事業」(57p)

「拡充を検討していきます」「拡充していきます」

重点項目17「区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備事業」(57p)

「残りの区の整備について、既存の公共施設の活用を含め、検討を進めていきます」

「平成24年度までに7区まで設置し、残りの区の整備について、既存の公共施設の

活用を含め、検討を進めていきます」

重点項目20「家庭的な養育環境の整備」(62p)

「ファミリーホーム事業の実施についても検討していきます」「実施します」

「ケア単位の小規模化の推進を検討します」「推進します」

(秦委員)

様々な機関に相談支援を行える場所があるが、横のつながりを持って初めてそれが機能すると思う。どういう形でネットワークをつくる、もしくはどこの機関がそれを担うということを明確にした方がよい。

**計画案修正結果**

目標4「課題と方針」で、相談窓口の連携について記載。(56p)

「各相談窓口の連携をより一層進めていくことなどにより、適切に相談を受けられる体制を維持していく必要があります」

目標1-重点項目4「子どもの権利の救済(子どもアシストセンター)」で、関係機関との連携について記載。(目標4-施策2にも再掲)(42p)

「子どもや保護者等を対象とした相談窓口をはじめとする各種関係機関との情報共有と効果的な役割分担のもとに、相互の連携を強化しながら、この救済機関の適切な運用を図り、子どもの権利保障を支えていきます」

**3 スケジュールの確認**

今回の意見をふまえて計画書を修正するとともに、可能なものについては目標数値を設定する。また、計画の背景や現状分析を記載した第1章・第2章を作成し、10月半ばには最終形に近い計画素案ができる予定。

11月12日に開催する協議会で、素案を確認していただき、12月7日からはパブリックコメント実施。

2月には最後の協議会で最終案を確認していただき、22年度予算が議会で議決された後の3月末に計画を公表する。

(金子座長・坪谷副座長)

計画素案が確定した段階で、早めに委員に送っていただきたい。また、11月12日の協議会においても、計画素案の変更は可能であるので、委員の皆様は、そのことをふまえて協議していただきたい。